

伊勢市条例第 号

伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。